

目次

- I 雇用促進税制（平成23年度改正 法人税関係）について
- II 震災による法人県民税・事業税・法人市民税の減免について

I 雇用促進税制（平成23年度改正 法人税関係）について

6月22日に平成23年度税制改正法が成立しました。

平成23年度税制改正大綱で示された項目から法案分割による先送りや修正を経て成立しています。今回はその改正項目の一つである「雇用促進税制」についてとりあげます。

(1) 適用要件を満たせば、新たに採用した従業員一人当たり20万円の税額控除

この制度は、当事業年度末の雇用保険の一般被保険者数が、前事業年度末の同被保険者数と比べて、10%以上かつ2人以上（中小企業者等の場合）増加した場合に、増加1人あたり20万円の税額控除ができるものです。

平成23年4月1日以降開始する事業年度からの適用となりますので、一番早く適用をうけることができる法人は、一般的に事業年度が1年の会社で、平成24年3月期の決算法人です。

(2) ハローワークへ（事前に）計画書を提出するなどの適用要件があります

この制度を適用するには、次の全ての要件を満たしている必要があります。

【事前要件】

- ①青色申告法人であること
- ②前期において、事業主都合による離職者がいないこと
- ③事業年度開始後2カ月以内に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成しハローワークへ提出すること

【増加及び事後要件】

- ④当期において、事業主都合による離職者がいないこと
- ⑤当期末の雇用保険被保険者数が、前期末に比して10%以上かつ2人以上（中小企業者等の場合）増加していること
- ⑥前期と当期の給与支払額を比した給与増加額が、以下の算式で算定された額以上であること

$$\text{給与増加額} \geq \text{前期の給与支払額} \times \text{雇用者増加率} \times 30\%$$

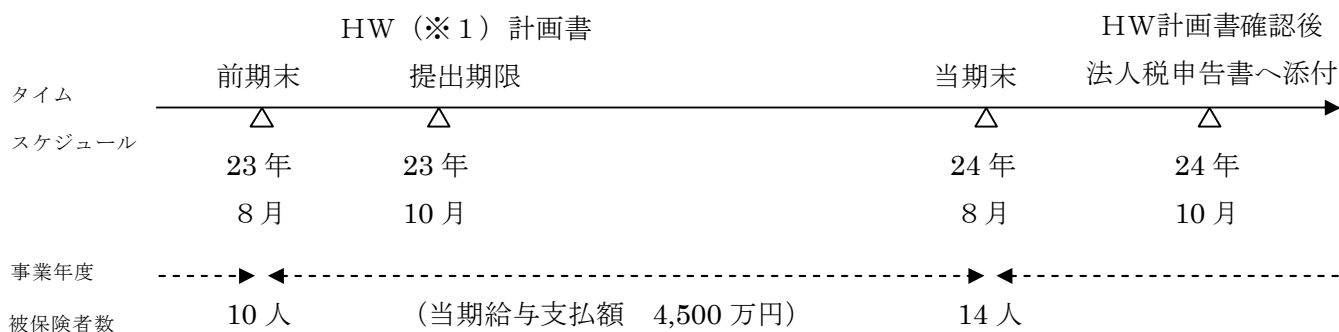
- ⑦事業年度終了後2カ月以内に、ハローワークによって雇用促進計画について確認を受けること
- ⑧ハローワークによって確認された後に交付される雇用促進計画等の書類を、法人税確定申告書に添付すること

(3) 具体的事例のイメージと控除額

平成24年8月終了事業年度の法人(中小企業者等)を例にします。

- ・前期の給与支払額は、4,000万円 期末雇用保険被保険者数は、10人
- ・当期の給与支払額は、4,500万円 期末雇用保険被保険者数は、14人

<スケジュール>



(※1) ハローワーク

<適用要件>

雇用増加要件、給与支払額増加要件のいずれも満たす必要があります。

- ・雇用増加要件

$$\text{増加率} \quad (14人 - 10人) \div 10人 = 40\% \geq 10\%$$

$$\text{増加数} \quad 14人 - 10人 = 4人 \geq 2人 \quad \dots \text{雇用増加の適用要件を満たす}$$

- ・給与支払額増加要件

$$4,500万円 - 4,000万円 = 500万円 \quad \dots (A)$$

$$4,000万円 \times 40\% (\text{※2}) \times 30\% = 480万円 \quad \dots (B)$$

$$(\text{※2}) \text{雇用増加率} \quad (14人 - 10人) \div 10人 = 40\%$$

$$(A) \geq (B) \quad = 500万円 \geq 480万円 \quad \dots \text{給与支払額の適用要件を満たす}$$

よって、適用要件をみなすこととなります。

<税額控除額>

$$4人 (\text{雇用保険一般被保険者の純増人数}) \times 20万円 = 80万円$$

但し、法人税額の20%(中小企業者等)を限度とします。



(4) 活用のメリットと注意点

この制度は、所得控除ではなく税額控除です。したがって税率が18%であった場合は、キャッシュアウトを伴わないで110万円(20万円÷18%)相当の経費が計上できたこととなります。

また、法人県民税と法人市民税は、法人税額に税率を乗じて算出することから、これらの法人住民税も間接的に減税効果が及ぶこととなります。

注意点としては、事業主都合の離職者がいないことが要件となっていることです。背景には、事業主都合により意図的に従業員数を減少させて、補充要員を採用することによって当該税額控除を受けようとするのを避ける主旨があります。

また、増加は従業員数ではなく、雇用保険の一般被保険者数です。

雇用保険には、一般被保険者以外に高齢継続被保険者(65歳以降の引続き雇用者)、短期雇用特例被保険者(季節労働者)、日雇労働被保険者(日々雇用される者)という被保険者種類があり、一般被保険者は、前掲の3種の被保険者種類以外の被保険者です。

いわゆる正社員やパートタイマー(1週間の所定労働時間が20時間以上)が該当します。

従業員に適用要件を満たす増加数があったとしても、雇用保険の加入手続きを失念していた場合はハローワークによる確認の対象にならず、税額控除の適用になりませんので、ご注意ください。

(5) 平成24年3月決算法人から8月決算法人の取り扱い

この制度の適用期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度となっています。

前述の通り、一番早く適用を受けることができる法人は、一般的に事業年度が1年の会社で、平成24年3月期の決算法人ですが、平成23年度税制改正法が成立した6月22日の時点でこの決算法人は事業年度開始から既に2カ月が経過してしまっており、ハローワークへの計画書提出期限が過ぎてしまっています。

これについて、厚生労働省では、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合は、平成23年10月31日までに計画書を届けば良いとリリースしています。

平成23年9月1日以降に事業年度を開始する事業主の場合は、この制度の規定通り事業年度開始後2カ月以内に計画書の提出を行うこととなります。

受付は、平成23年8月1日から事業所を管轄するハローワークにおいて開始されます。

厚生労働省 雇用促進税制

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

- ・この制度改正税制は、個人事業(所得税)についても適用があります。
- ・当事務所には、山崎大輔社会保険労務士事務所が併設されております。具体的な手続きやご不明な点につきましては、お問い合わせください。

II 震災による法人県民税・事業税・法人市民税の減免について

東日本大震災による被害の大きい指定区域に事務所等がある場合は、法人県民税等の災害減免があります。

適用期間は、平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度で、指定区域については、津波で甚大な被害を受けた区域として市町村長が公示することとなっており、各市町村のホームページ等に掲示されています（一部の沿岸市町村ではまだ掲示されていないところもあります）。

<宮城県の場合>

税 目		税目の説明	減免額及び申請方法
法人県民税	均等割	本社・支店・営業所・寮・保養所がある場合に、所得に関係なく均等に課される 企業規模（資本金等）によって均等割額は異なる	均等割の全額を免除 確定申告期限までに減免申請書を添付して申請
	所得割	国税である法人税額が課税標準となり、所得の多少によって課される	資本金の2分の1以上の額の損害を受けた場合に法人税割の10%を減免 確定申告期限までに減免申請書・貸借対照表・損益計算書などを添付して申請
法人事業税		所得の多少によって課される	同上
地方法人特別税		法人事業税の81%相当額の税額が課せられる	地方法人特別税は国税であり免除の対象外

<仙台市の場合>

税 目		税目の説明	減免額及び申請方法
法人市民税	均等割	本社・支店・営業所・寮・保養所がある場合に、所得に関係なく均等に課される 企業規模（資本金等）によって均等割額は異なる	均等割の全額を免除 確定申告期限までに減免申請書を添付して申請
	所得割	国税である法人税額が課税標準となり、所得の多少によって課される	資本金の2分の1以上の額の損害を受けた場合に法人税割の10%を減免 確定申告期限までに減免申請書を添付して申請

(注) 市町村については、仙台市の取り扱いを掲示しています。他の市町村では取り扱いが異なる場合があります。